

第2章 中国

—対外情勢不安定な中、食糧安全保障を最優先、「農業強国」を目指す—

百崎 賢之

1. はじめに—習政権三期目の「郷村振興」=農業強国建設の加速化—

(i) 2022年10月の中国共産党第20回党大会とこれを受けた党中央委員会第一次全体会議、翌2023年3月の全国人民代表大会を経た党と政府の体制の確立の中で、習近平国家主席・共産党総書記への権力集中色が強まり、経済・社会に対する党の指導や政策運営においても、異論を排し、統制色が強まっている印象が強い。

他方、「ポスト新型コロナ」の中国経済においては、当初は急回復への期待が高まったものの、PMI（製造業購買担当者景気指数）が、経済好不調の境目である50を前後する状況が続くなど、世界経済の不安定感や対外摩擦の継続の中で、コロナ後の内需の拡大が強調されつつも、「需要回復のもたつき」が強く懸念される状況が続いている。特に、不動産不況の長期化が懸念される中、国内経済全般、特に若年層の雇用不足が憂慮される一方、不動産への依存度が高いとされる地方政府の財政にも相当な悪影響が生じているとみられている。

(ii) こうした中、三農（農業・農村・農民）分野（後述するとおり、「郷村振興の全面的な推進」が、第20回党大会等で掲げられている表記）については、党大会における習近平総書記の報告の中で、「社会主義現代化国家の全面的建設における最も困難で最も重い任務は依然として農村にある。」と位置付けられ、農業農村を優先した発展、都市と郷村が融合した発展を堅持するとされるとともに、「農業強国の建設を加速し、郷村の産業・文化・生態・組織の振興を着実に推進する」ことが掲げられた。

中でも、「食糧安全保障の根幹をあらゆる方向で基礎固めする」とされ、そのために党と政府が同じ責任を負うこと、1.2億ヘクタールの耕地の「レッドライン」を守り抜くこと、高規格農田の建設促進、種子業の振興、農業科学技術と設備の備えを強化すること、食糧栽培農民の収益保障の仕組みと主産地の利益補償の仕組みを十全なものにし、「中国人の飯碗をしっかりと自らの手中に収めることの確保」が改めて強調されている。

(iii) 本レポートでは、前半（2.）に2023年の「一号文件」を手掛かりに「郷村振興」の新たな動向を概観するとともに、2023年の農業生産と穀物等の輸入の動向について紹介する。さらに、新たな政策の旗印となっている「農業強国」について若干の分析を加える。そして、後半（3.）に、2023年の重要なトピックとして、同年末に成立した食糧安全保障法の内容を紹介するとともに、改めて中国の食糧安全保障に関する課題を総括してみたい。

2. 2023 年の「三農」（農業・農村・農民）をめぐる状況と生産・輸入の動向

（1）2023 年一号文件 ～「2023 年の郷村振興」＝習総書記指導色を印象付け～

1）20 年連続の「三農」（農業・農村・農民）一号文件

中国共産党中央・国務院の 2023 年一号文件（その年最初の発出文件。最重要課題であることを示す）は、「2023 年の郷村振興重点業務の全面的推進をしっかりと行うことについての意見」⁽¹⁾と題され、20 年連続で「三農」に関するものとなったが、非常に特徴的なのは、その標題が、前年の「2022 年の」を「2023 年の」と入れ替えただけであることである。「郷村振興推進の『操作ハンドブック』が与えられた」（唐仁健・農業農村部長）⁽²⁾と説明されていたことでも明らかだが、政策の基本理念を高らかにうたうよりも、中央・地方政府の政策推進の具体的な方法を解説するものとしての扱いが強まっていると考えられる。

つまり、政策推進の在り方として、共産党中央が政策全般を主導し、政府の政策推進に対し具体的な指示を与え、「今年行うべき具体的な任務のリストを明確に」（同部長）して、政府にそれを実行させるとの色合いが強まっていることがうかがわれる。

なお、2023 年 12 月の党中央・国務院の「中央農村工作会議」において素案が討議され、翌 2024 年 1 月に発出（公表は 2 月）された「2024 年一号文件」のタイトルは、『千の村をモデルとし、万の村を改善するプロジェクト』の経験を学び活用して郷村の全面的な振興を強力に効果的に推進することについての意見』となっており⁽³⁾、これは習近平総書記が、農村の環境美化や居住環境の整備について 2018 年に自ら提唱し、力を込めて推し進めてきた考え方そのものを前面に押し立てて、これを基軸に据えて政策推進を図ろうというものであり、まさに「郷村振興全体が習総書記の指揮・指導の下にある」ことが今後一層鮮明に表れる兆候であるとみられる。

2）2023 年一号文件の内容

標題は「郷村振興の全面推進」とあるが、前年の党大会における習総書記の報告を受ける形で、「国を強くするには農を強める必要があり、農が強くなって初めて国は強くなる」とし、「農業強国」の建設の必要性を前面に押し出していることが特徴である。そして、「農業強国」とは、「供給の保障が強く、科学技術の装備が強く、経営体系が強く、産業の強靱性が強く、競争力が強い」との要件を備えるものと位置付けられている（（4）参照）。これと、「住みやすく働きやすく美しい郷村の建設」に併せて取り組むことによって、社会主義現代化国家の全面的な建設のための良好なスタートを切るための堅固な基礎を築くとしている。

第一章は、「食糧と重要農産品の安定生産・供給保障をしっかりと行う」とされ、まず、「食糧」（穀物・豆類・いも類）の生産量 6.5 億トンの確保、特に単収を重視しつつ、「食糧生産 5 千万トン向上」への取組が掲げられ、「一トン収穫田」（1 ムー当たり＝10 アール当たりなら 1.5 トン）づくりや、多毛作、再生稲の進展を奨励としている。

なお、文件では具体的に書かれていないが、2023年4月以降、農業農村部は「全国糧油等主要作物大面積単産提昇行動」という単収向上に向けた活動を強力に展開するとし、その全国的なターゲットをトウモロコシと大豆に置くとしつつ、「単一の技術で小面積にモデルを示す」これまでのやり方ではなく、各地方政府に対し大面積での総合的な技術モデルの集成を求め、それを確実に普及させることとし、地域ごとに品種や要素を区分しつつ、「一県一方策」という形で当該地域に適合した手法を見出し、初年度である2023年における確実な成果と、中長期（2030年までを対象に各地域で具体的方策を決定）にわたる単収の持続的な向上を達成するとしている⁽⁴⁾。

文件では、最低買入価格引上げ（小麦）、農業資材の供給と価格の安定、主産地の利益補償、省レベルの党・地方政府の耕地保護と食糧安全保障に関する「責任制」（3.（4）1）参照）の徹底等を掲げている。また、大豆・油料作物の栽培拡大強化を継続するとし、大豆・トウモロコシの带状複合栽培を着実に進めるほか、穀物と大豆の輪作、アルカリ土壤地への大豆植栽、大豆のコスト保険・栽培収入保険の試験的实施、菜種に対する総合補助措置、「油茶」の栽培拡大等を図る一方、飼料用大豆かすの減量・他原料への代替を進めるとともに、現代的施設農業、産地冷蔵・コールドチェーン物流施設の建設の加速等を図るとしている。

続いて、「多元的な食物供給体系の構築」として、「大食物観」⁽⁵⁾に即し、食糧と経済作物と飼料作物、農林牧漁業、植物・動物・微生物が総合された供給体系を進めるとし、粗飼料の生産、林間家畜飼養、海洋牧場、菌類や藻類の生産拡大等の重視とともに、農産物の品質や安全、トレーサビリティ制度の整備等を進めることを掲げている。

また、食糧と重要農産物の調整コントロールを推進するとし、食糧緊急保障能力、備蓄と買入・販売の監督管理、豚の生産安定供給管理の省政府総合責任制、母豚に主眼を置いた豚の生産能力の調整コントロール、副食品の市長責任制の審査査定の厳格な実施、化学肥料等農業資材の生産と貯蔵・輸送のコントロール強化等をうたうとともに、農産品の国際貿易の役割を発揮し、農産品の輸入多元化戦略を進めること、食糧節約活動の展開、供給チェーン全体としての節約・損耗減少の推進・常態化についても言及している。

第二章は、「農業インフラの建設を強化する」とし、耕地保護と用途管理制御を強化すること、耕地を他用途に転用する場合の耕地補充を徹底し、その均衡を厳格に管理するものとし、市・県と省での重層的なチェックと社会的な監督の仕組みを整備すること、荒廃耕地の利用に注力することを掲げている。また、高規格農田の整備を強化するとともに、アルカリ土壤地の改善や適応できる作物の選抜育種に力を入れるとしている。また、水利インフラの整備や農業防災減災能力の整備の強化も掲げている。

第三章は、「農業科学技術と装置・設備による支えを強化する」とし、農業科学技術イノベーション体系の構築や実地試験のプラットフォームの整備を支援するほか、種子業振興として、全国農業種子形質資源センサスを完了し、また、家畜家さんの育種プロジェクトを実施するとともに、トウモロコシ・大豆等の（遺伝子組換え等の）生物学的育種の産業化を加速させ、試験的実施の区域を拡大するとしている⁽⁶⁾。このほか、先進的農業機械の

研究開発・普及の加速化を図る一方、農業の緑色発展（投入資材の減量・効率アップ、農業廃棄物の処理体系の整備、汚染耕地の管理制御や生態環境の保護等）を進めるとしている。

農村・農民に係る政策分野では、「貧困脱却攻略の成果の定着化と発展」（第四章）、「郷村の産業の高質の発展推進」（第五章）（農産品加工流通業、現代的郷村サービス業、郷村の新産業・新業態の育成等）が続いている。

そして第六章は、「農民の収入増・富裕化への道筋の拡大」とし、農民の就業安定化、出稼ぎ賃金支払いの確保がまず挙げられている。次に、農業経営の効率向上として、新型農業経営主体のレベルアップ（家族型農場の連合組織化・企業化、小農家も組み入れた共同経営）、耕作の代行や委託管理を行う「社会化サービス」の発展の一方、土地経営権の流動化による経営規模の拡大、農地細分化問題の解決方法の探求、社会資本の農業農村への投資の誘導等を列記している。さらに、農民に「十分な財産権益を賦与する」とし、土地請負期限到来後の三十年間再延長を進めるほか、農村住宅用地の制度改革の試行も慎重に進めるとし、また、農村の集団所有資産に係る財産権制度改革を進展させ、資源の請負、不動産業への貸与、仲介サービス、資産の株式化など多様な道筋で農村の「集団経済」を発展させるとしている。

なお、その基礎となる村レベルの経済組織としての「農村集団経済組織」の法制化に向けた動きが数年来続いており、「農村集体経済組織法草案」は、全国人民代表大会常務委員会で2022年12月に初回の、2023年12月に二回目（第二審議稿⁽⁷⁾）の審議が行われた。

第七章では、「住みやすく、働きやすく、美しい郷村建設を着実に推進」とし、村落規画（計画）の整備を強化し、農民の居住・郷村インフラ・公共サービス・産業用地に対するニーズを優先して保障すること、また、農村居住環境の整備改善（世帯別トイレ、ごみ分別減量等）、郷村のインフラ建設の強化、基本的な公共サービスの能力向上等を挙げている。

そして、第八章は「党組織が指導する郷村統治管理体系の整備」とし、郷村の党組織体制強化、郷村統治管理機能のレベルアップ、農村精神文明の建設強化について記述している。

最後の第九章は「政策保障と体制の仕組みの革新」とし、多元的投入の仕組み（農業農村予算の優先的保障、地方政府債券発行、郷村振興基金設立、金融・社会資本の農業・農村への投入強化）、郷村人材の育成と都市からの人材移動、都市・郷村の融合発展（県政府周辺地域の都市化や農民工の市民化、都市・農村の公共サービスの連合体化等）等を掲げている。

（2）2023年の農業生産・食糧等の輸入の動向

1）2023年の食糧生産統計データ（国家統計局、2023）

2023年の食糧作物生産は、黄河・淮河地域のまれにみる長雨（小麦に影響）や、華北や

東北の一部地域での大きな洪水被害、西北地域における干ばつ被害はあったが、全国の大部分の農業地帯で日照や気温、降水の状況は良好で、生育と収量が確保されたとしている。

そうした中、補助金や奨励資金、農業保険等に力を入れる一方、様々な策を講じて栽培面積の潜在力を掘り起こしたこと、それから食糧・油料等の主要作物の大面积単収向上活動（（1）参照）を展開し、密植対応品種の重点的な普及や、一連の栽培技術をセットにして推進したことの効果が、単収の増加に顕著に表れたとしている。

国家統計局（2023）によると、食糧作物の播種面積^{はしゆ}1億1,897万ヘクタール（前年比0.5%増）、総生産量6億9,541万トン（1.3%増、史上最高）、うち穀物全体が9,993万ヘクタール（0.7%増）、6億4,143万トン（1.3%増、史上最高）、コメが2,895万ヘクタール（1.7%減）、2億0,660万トン（0.9%減）、小麦が2,363万ヘクタール（0.5%増）、1億3,659万トン（0.8%減）、トウモロコシが4,422万ヘクタール（2.7%増）、2億8,884万トン（4.2%増、史上最高）、大豆が1,047万ヘクタール（2.2%増）、2,084万トン（2.8%増）となった。

このうち、コメについては、大豆生産増加等との兼ね合いから作付面積そのものが減少しており、農業農村部（2023a）の見通しとして、今後十年間の食用消費は減少が続くとされる中、飼料用等の需要が増加するとして、全体の生産量は微増が想定されているが、現実には需給への影響はほとんどないものとみられる。なお、飼料用生産の増加見通しについては、（2）のとおり、碎米の安定的な輸入が期待できないことが意識されている可能性がある。

小麦については、黄河・淮河地域の長雨の影響については、収量の面では、農業農村部や地方政府が力を入れてかなりばん回が図られたが、品質面には大きく影響したと考えられ、そのことが（2）のとおり、輸入の増加につながっている面は大きいとみられる。

トウモロコシについては、大豆増産策との兼ね合いで大きく補助単価が削減されているが、「大豆とトウモロコシは栽培地域が重なる度合いが高く、大豆の単収はトウモロコシに及ばず、総合収益もトウモロコシより低い」（農業農村部、2023a）とされるため、農民のトウモロコシ栽培への選好はかなり高いとみられる。そうした中、農業農村部は、（1）（2）のとおり、大豆とトウモロコシの単収向上に力を入れるとし、特に品種の選定を含めた密植技術の普及と、それを可能とする品種の開発普及に、力を入れて取り組んでいる。また、「栽培圃場の競合^{ほじょう}」を避けるため、「トウモロコシと大豆の带状複合栽培」をはじめとする間作（同一圃場での複合栽培）促進や、輪作、多毛作を促進するとともに、荒廃地やアルカリ土地の活用によって栽培面積を確保することとしているが、2023年の数字で見ると、大豆よりトウモロコシについて、栽培面積・単収の両面で、増加の成果が大きく表れている（栽培面積は上述のとおり。単収については、トウモロコシが1.5%増、大豆は0.5%増）。

大豆については、黒龍江省の例では、1ムー（15分の1ヘクタール）当たりの作付補助単価が2022年の248元から366元へ増額（他方トウモロコシについては、28元から14元へ削減）されているなど、作付け拡大への政府の姿勢は強固であるが、作付面積、生産量の増加が、2022年の22.2%増、23.7%増に対し、2.2%増、2.8%増にとどまっており、

生産拡大には限界感が出てきているのではないかとみられる。また、関係者の間では、長年にわたり、植物油原料と飼料用の大豆かすを用途とする大豆は、遺伝子組換えの安価な海外産による安定供給を図り、豆腐等の食用は国産大豆によりまかなうというすみ分けが定着しており、食用消費を超える国産大豆の供給を増やすことが実需に適合しているのか、また本当に大豆全体、さらには植物油の供給の安定に寄与するのか、疑問視する声もあり（百崎（2023）参照）、大豆増産路線が安定的に継続できるのか、その行方が注目されている。

なお、大豆を除く「油料作物」の生産量は、前年比 5.7%増の 3,864 万トンと公表された。

2）穀物・大豆の輸入の状況（海関総署，2024）

2023 年のトウモロコシの輸入は、国内生産の大きな伸びがありながらも、輸入総量は前年比 31.6%増の 2,713 万トンへ増加した。ブラジルからの本格輸入が同年 1 月から開始されたが、既に輸入量全体の 47.2%を占める圧倒的な第一位の輸入先国となる一方、米国からの輸入は前年から激減（1,487 万トン→714 万トン）、ウクライナが前年並みの 552 万トンとなっているほか、前年末から輸入が復活したブルガリアが 74 万トン、ロシアが前年の 3 倍の 29 万トンとなるなど、一号文件に提示されている「輸入源の多元化」を進めようとしていることがうかがわれるものの、大豆と併せ、ブラジルへの集中が際立っている。

小麦は、1,188 万トン（20.3%増）と 21 世紀に入って以降で最も輸入量が大きくなっており、国内産の品質低下に伴い高品質の海外産への需要が高まったことがうかがわれる。豪州が 21.3%増の 694 万トン、カナダが 49.6%増の 255 万トンと大きく増加する一方、フランスからの輸入がほぼ半減の 82 万トンとなっている。

コメは、インド、パキスタンからの碎米の輸出が激減したことにより、前年比 57.8%減の 260 万トンに落ち込んだ。ベトナムが 93 万トン、ミャンマーが 54 万トン等となっている。

大豆は、9,941 万トン（前年比 11.4%増）となり、中でもブラジルからの輸入が 6,995 万トン（前年比 28.6%増）で輸入全体の 7 割を超えている一方、米国が 13.0%減の 2,417 万トン、アルゼンチンが 43.3%減の 199 万トンとなっており、輸入源はむしろ集中化傾向にある。なお、カナダからの輸入は 147 万トン（前年が 72 万トン）、ロシアが 129 万トン（前年が 69 万トン）と、ともに 2 倍前後の伸びを示している。

その他、大麦の輸入がほぼ前年の 2 倍の 1,132 万トン（第一位フランス、367 万トン）となり、コーリャンはほぼ半減の 521 万トン（第一位米国、250 万トン）となっている。

また、大豆以外の「油料種子」の輸入量は、菜種が 549 万トン（前年 196 万トン、うちカナダが 505 万トン）、亜麻が 122 万トン（同 61 万トン、うちロシアが 84 万トン）へ激増し、合計でも 496 万トンから 924 万トンへ増加し、また、植物油の輸入も 51.4%増の 981 万トンとなった。

(3) 畜産物の生産動向と輸入状況

1) 豚肉生産の動向 ―生産は安定、価格は低迷― (国家統計局, 2024)

2023 年の豚肉生産は、大きな伝染病被害も見られずに 5,794 万トン (前年比 4.6%増)、出荷頭数も 7 億 2,662 万頭 (3.8%増) となっている。この間、豚肉価格は、2022 年 10 月の 500g 当たり 20 元を超える水準から 2023 年 7 月 (同 11 元代) にかけて急激にほぼ半値に落ち込み (農業農村部, 2023b)、その後も年末まであまり上昇せず (同年 12 月は 12 元代) 低調に推移しており、政府の備蓄買入による市場のコントロールが試みられたが、大きな効果はなく、農業農村部は、「この 10 年で初めて通年で経営赤字となった」⁽⁸⁾としている。

2018～2019 年のアフリカ豚熱大流行による飼養頭数の急減の後、政府は豚の安定供給のため、生産能力を安定的にコントロールする政策を採り、大規模養豚企業中心の生産体制を構築するとともに (同部では、2023 年の 500 頭以上出荷する養豚経営が飼養する頭数の比率が全体の 68%を超えたとしている⁽⁸⁾)、地方政府の供給安定責任を強化してきているが、こうした供給安定優先の政策運営の中、中小業者には厳しい状況が続いているといえる。

2023 年末の飼養頭数は前年より減少 (4 億 3,422 万頭 (4.1%減)) するとともに、繁殖母豚頭数も 4,142 万頭 (5.7%減) と、制御目標の 4,100 万頭に近づいているが、農業農村部では、2024 年の春節後まで供給緩和基調と、経営赤字状況が継続すると見込んでいる⁽⁸⁾。

なお、2023 年の牛肉生産量は 4.8%増の 753 万トン、羊肉が 1.3%増の 531 万トン、家きん肉が 4.9%増の 2,563 万トンとなっている。

2) 畜産物の輸入動向 (海関総署, 2024)

豚肉の輸入については、2020 年以降減少が続いており (2020 年 439 万トン→2021 年 371 万トン→2022 年 176 万トン)、2023 年は 155 万トンとなったが、これまで輸入量一位だったスペインからの輸入が減少 (47→38 万トン) したことにより、トップはブラジル (40 万トン) と入れ替わっている。

他方で、牛肉の輸入は、前年より 1.8%増の 274 万トン (一位はブラジルの 118 万トン) となり、羊肉 (21.2%増の 43 万トン、一位はニュージーランドの 21 万トン)、家きん肉 (17.0%増の 68 万トン、一位はブラジルの 44 万トン) の輸入もそれぞれ増加している。

(4) 農業強国を目指す

(i) 2022 年 10 月の中国共産党第二十回大会における習近平総書記の報告中の「四 新たな発展構造の構築を加速し、質の高い発展の推進に注力する」の中の「(三) 鄉村振興の全面的な推進」の中で、新たに提起された目標が「農業強国の建設を加速」である。大きな流れとしては、2017 年の第十九回党大会における「鄉村振興戦略の実施」が踏襲されていると理解される中で、やや唐突に「農業強国」の用語が現れたことになる。

この点について、陳錫文・前全国人民代表大会農業・農村委員会主任（元中国共産党農村指導小組事務局主任）（陳，2023）は、第二十回党大会の基調は「中国式現代化」の強調、すなわち中国共産党が指導する社会主義現代化にあり、その特質は、人口規模が巨大な国における現代化、人民全体の共同富裕化を図る現代化、人と自然が調和協調した現代化であるとし、この中国式現代化の基本的な特徴を世界に向けてアピールし、「社会主義現代化強国」を建設することが大目標であるとする。そして、こうした中国式の現代化が、西側諸国にとっては、これまで自らが進めてきた現代化に対して、その進路や理論、制度、文化など様々な面での挑戦であるとして敵視し、圧力を加えてくる傾向が強まっているとする。このような国際情勢の下で中国が自らの現代化の道を歩むためには、ベースラインをしっかりと守り、自らの弱点を補強することによって、極端な状況に至っても生存と発展と国家の安全を保障できる能力が必要であり、したがって中国の国家安全保障のベースラインとは、いかなる状況に陥っても 14 億人余の国民の食が充足していることの確保であるとし、「農業強国の建設の加速」は、この点に焦点を当てているのだと解説している。

（ii） 陳（2023）は、世界を見渡すと、「農業強国」と呼べる国はすべて農業農村の現代化を実現している国であるが、農業農村の現代化を実現した国がすべて「農業強国」であるわけではないとする。世界で一人当たり GDP3 万米ドル以上を実現している 38 か国のうち「農業農村が現代化している国」は 20 足らずであるとしつつ、その中でも「農業強国」と呼べるのが、1 億人以上かそれに近い人口を自らの力で支えることができている米国、カナダ、フランス、ドイツ、ロシアである一方で、呼べないのが、日本、オランダ、イスラエル等であるとする。つまり、後者は穀物自給率が低位にとどまっており、自らの力では自らの食物供給の問題を基本的に解決できず大量の穀物やその他の食品を輸入しており、これは他人（国）から「首根っこをつかまれ」、「のど元に剣を突き付けられている」状況であるとする。

2022 年 12 月の中央農村工作会議において、習近平総書記は、「農業が保全しているのは、生命の安全であり、生存の安全であり、極めて重要な国家の安全である」とし、「現下の世界は、百年来の大変局が加速しており、新型コロナや対外的な圧迫など不確定で予測困難な要素が増えており、他人の顔色をうかがいながら食生活を営んでいては現代化建設を語れなくなる。」とし、「農業が強くなって、食糧の安全が完全に保障されてはじめて、大局を安定させ、新たな局面において戦略を主導することができる。」⁹⁾としている。

（iii） 陳（2023）は、こうした状況の下で、これまでの「食用食糧の絶対安全保障、穀物の基本的自給」（2013 年 12 月中央農村工作会議）との目標の堅持が必要としながらも、他方で①「食用食糧」の国民食生活における比重が低下してきていることに適切に対処しなければならず、特に、作目別には、輸入依存度の大きい「油料（食用油原料）、糖料（砂糖原料）、飼料」の「三料」の国内供給力を増強することが重要であるとしている。また、②国内的には、地域間のアンバランスへの対応（水資源に乏しい国内北方地域（黒龍江省、吉林省、内モンゴル自治区等）の人口が減少し、人口が増加している南方地域はじめ国全体の食糧を支えるようになったという矛盾を改善することが重要であるとしている。その

ほか、政策面では、③耕地保護の厳格化と種苗産業の自主自強を図ること等の重要性を強調している。

また、国際的には、①輸入源の多元化の推進、②自主買入の仕組みを樹立すること（穀物メジャーからの自立、輸入相手国への買入貯蔵用設備の建設、現地の農協・農場主等への技術的サポートの提供）、③国際農業技術協力・連携の強化の重要性を指摘している。

(iv) なお、習近平総書記は、2022年12月の中央農村工作会議で、農業強国たる中国の特色は、「自らの力に依拠して飯碗をしっかりと持つ」ほか、「(集団経営・農家請負が結合した)「双層経営体制」に依拠した農業の発展」、「エコで低炭素型の農業の発展」、「農耕文明の存続」、「共同富裕の着実な推進」の側面を含んだものでなければならないとしている⁽⁹⁾⁽¹⁰⁾。

3. 中国の食糧安全保障—食糧安全保障法の成立—

(1) 法律制定までの経緯等

1) 一号文件等における「公約」の実現

2023年12月29日、全国人民代表大会常務委員会（第14期・第7回会議）の会期最終日に「食糧安全保障法案」が可決成立し、2024年6月1日から施行されることとなった。

2018年の党中央・国务院の一号文件「鄉村振興戰略の実施についての意見」の中で、既に「食糧安全保障立法を推進する」とされ、翌2019年の一号文件「農業農村の優先発展を堅持し、「三農」業務をしっかりと行うことに関する若干の意見」の中で、「食料安全保障立法のプロセスをより速やかに推進する」と記述されていたことからすると、かなり時間がかかっていたということができるが、2023年の一号文件（2.（1）参照）では、いよいよ「食糧安全保障法の制定を推進する。」とされ、年間の政策目標の一つとして明示されていた「公約」が実現されたものである。

2) 法案（草案）審議の経過

通常、全人代常務委員会における審議は、少なくとも三回の常務委員会の審議を経ることとされており、食糧安全保障法案においても、まず、一回目は2023年6月の第十四期全国人民代表大会常務委員会第3回会議（2023年6月26日～28日）、二回目は第6回会議（2023年10月20日～24日）、そして3回目は第7回会議（2023年12月25～29日）の三回にわたり審議が行われ、第7回会議の最終日、2023年12月29日に通過、成立した。

なお、第一回目、第二回目の審議の後には、それぞれ「パブリックコメント」が実施され、その結果も反映して、それぞれ「第二審議稿」、「第三審議稿」が作成されている。

3）法案審議過程での主な追加、修正点など

全国人民代表大会ホームページ等に掲載されている同大会事務局名の紹介文や、「法制日報」等の関係メディアの報道によれば、主な修正ポイントは第1表のようになっている。

第1表 食糧安全保障法審議過程での主な追加、修正事項

①2023年6月の第1回審議の後、追加・修正された事項	
第6条（政策・金融支援）	「農業保険制度の整備」についての法文を追加。
	「食糧生産者と地方政府の耕地保護と食糧栽培への意欲の喚起」の表現挿入。
第7条（科学技術革新）	「食糧安全保障に関する国際的な協力連携、国際貿易の機能の発揮」を追加。
（なお、上記の追加部分は、最終的な法文では、第4条の「国内市場と国際市場の調和（等）」の条項の後段に移動）	
第16条（条の新設）	「荒廃耕地の整備・復耕の促進」に関する条を追加
第17条（条の新設）	「アルカリ土地の総合的な利用の促進」に関する条を追加
第20条（条の新設）	「農業生産資材の安定供給と、施用削減・科学的な使用」に関する条を追加
第57条（条の新設）	「各種組織が運営する食堂における浪費是正、業界団体としての節約基準策定・普及教育」に関する条を追加
②2023年10月の第二回審議の後追加・修正された事項	
第2条（食糧安保の基本）	「（食糧安全保障は、・・・）人民大衆の食物の豊富さ・多様さと品質・栄養についての消費ニーズを満たさなければならない」との文言を挿入。
第7条（食糧安全保障に係る科学技術の革新）	「科学技術人材の育成、奨励の仕組みの整備」の文言を追加。
第11条（転用耕地への補償制度の実行）	「各種の耕地転用行為を厳格に抑制。確実に耕地の転用が必要な場合には（補償を実行）」と、補償以前に、まずは転用抑制が前提であることを明示。
第21条（水資源管理）	水インフラの建設、水資源の配置の改善 などの文言を追加。
第22条（農業機械化作業の基礎条件づくりの強化）	「農業機械産業の発展の推進」の文言を追加。
第23条（農業技術普及体系づくり）	「間作（＝混作の一種）等の栽培方法を普及し、・・・食糧の単収の向上を促進する」と追加。
第26条（食糧播種面積の安定、食糧生産者の収益保障の仕組みの整備）	「農業の生産性向上と食糧生産者の収入増の促進」の文言を追加。
第30条（食糧備蓄を政府から請け負う企業等の責務）	企業の備蓄業務と商業性の業務を区分、分離する等の義務についての文言を追加。
第42条（国による食糧加工業の発展支援等）	後段に、食糧加工事業者の責務として、国の規定した標準を執行し、ごまかし等を行ってはならない等の文言を追加。

（2）食糧安全保障法の構成と特色

法律全体は、11章・74条（第一章 総則（9条）、第二章 耕地保護（8条）、第三章 食糧生産（11条）、第四章 食糧備蓄（6条）、第五章 食糧流通（7条）、第六章 食糧加工（5条）、第七章 食糧緊急対応（5条）、第八章 食糧節約（6条）、第九章 監督管理（7条）、第十章 法律責任（8条）、第十一章 附則（2条））で構成されている（第2表）。

第2表 中国食糧安全保障法の条文一覧

第一章 総則	
第一条	法律の目的 食糧の供給保障、国の食糧安全の確保、食糧安全リスクの防止制御能力向上による経済社会の安定と国の安全保障
第二条	党の指導、国家食糧安全戦略（二十文字戦略）、食糧安全保障における土地と技術の重要性、穀物の基本的自給と食用食糧の絶対安全保障（＝ 完全自給）、大食物観（多元的食物供給体系の構築・多面的な食物資源開発・人民の求める量的に豊富で多様、質的に栄養あり健康な食物の充足）
第三条	食糧安全責任制の確立、党・政府同責の実行、地方政府の具体的責任と部門間の協調
第四条	食糧品種構成、地域配置の改善、国内・国際の市場・資源の統一調整、国際連携の強化、国際貿易の機能発揮
第五条	地方政府による国民経済・社会発展計画（五か年計画）への食糧安全保障を位置付け、食糧安全保障計画の制定
第六条	資金等の投入と財政・金融支持、社会資本の投入、農業保険の整備
第七条	科学技術による革新と情報化
第八条	食糧安全強化に向けた宣伝教育強化と社会的意識の向上、食糧節約の風潮形成
第九条	食糧安全保障に貢献した機関と個人への表彰・奨励
第二章 耕地保護	
第十条	国土空間計画による制御、耕地と永久基本農田のレッドライン等による厳格な耕地保護。地方政府の耕地保護の任務、耕地保護補償制度
第十一条	転用耕地補償制度の実行
第十二条	耕地の林地、草地、園地等への転用の抑制、国の計画外の退耕範囲の拡大禁止
第十三条	耕地利用に係る栽培用途のコントロール、食糧・綿花・油料・糖類・野菜・粗飼料の重視、地方政府の耕地用途管理監督義務、村民委員会・農村集団経済組織の違反行為報告義務
第十四条	国による厳格な耕地の質保護制度の樹立、高規格農田の整備促進
第十五条	耕地の質の保護・向上、土壌改良、大中型灌漑区の建設・改造、黒土土壌の保護等。休耕、生態環境改善等。
第十六条	荒廃地の整備促進、復耕誘導・利用
第十七条	アルカリ化土壌地の総合利用
第三章 食糧生産	
第十八条	種子業の振興、種子形質資源の保護開発、新品種権保護強化、育種技術研究等の支援
第十九条	種子備蓄制度
第二十条	化学肥料、農薬、農業用フィルム等農業生産資材の安定供給と使用削減・有機肥料施用増加等
第二十一条	水資源管理・水利インフラの強化、水土流出・土壌汚染・地下水過剰採取対策等
第二十二条	農業機械産業の発展、食糧生産機械化の促進
第二十三条	食糧生産技術の普及サービス水準の向上、食糧単収の向上促進、スマート農業の発展促進
第二十四条	食糧生産の防災減災・災害救援の強化（自然災害、病虫害）
第二十五条	食糧生産機能区と重要農産品生産保護区の創設管理の強化
第二十六条	食糧播種面積の安定的確保、食糧生産者の収益保障
第二十七条	新型農業経営主体の食糧生産への補助育成、社会化サービスの支援、大規模経営の奨励・食糧生産の集約化支援
第二十八条	食糧生産地域の利益補償の整備
第四章 食糧備蓄	
第二十九条	政府食糧備蓄体系の整備（備蓄規模は国務院が確定）
第三十条	食糧備蓄請負企業の責任、区分経理・食糧備蓄に係る全過程記録義務
第三十一条	食糧備蓄請負企業の適正な台帳整備と適正な検査モニタリング実施
第三十二条	食糧企業による社会責任備蓄、農業経営体による自主備蓄
第三十三条	地方政府による食糧備蓄インフラ、貯蔵技術革新、情報化の推進
第三十四条	地方政府の食糧備蓄状況報告義務
第五章 食糧流通	
第三十五条	国による食糧市場に対する管理強化、需給均衡・市場の安定維持
第三十六条	地方政府の食糧流通インフラ整備義務
第三十七条	食糧関係企業の台帳整備と地方政府への報告義務
第三十八条	国務院による重点食糧品種の政策的買入の実行
第三十九条	食糧関係事業者の政府規定に基づく特定状況における食糧貯蔵量執行（増減）義務
第四十条	地方政府による食糧市場調整コントロール（情報発出、食糧買入・売渡、事業者への食糧貯蔵量執行要求、備蓄食糧放出手配、食糧加工量確保誘導など）
第四十一条	国による食糧リスク基金（備蓄支援、市場安定に活用）整備
第六章 食糧加工	
第四十二条	国による食糧加工業の発展支援、食糧加工業者の責務等
第四十三条	食糧加工構造の改善と加工品の質の向上等、食用食糧の優先（飼料用、工業用は食用に従属）
第四十四条	地方政府による食糧加工業の適切な配置、加工能力確保義務
第四十五条	食糧生産地域と消費地域の安定的な生産販売関係確立、地域バランスの確保
第四十六条	国による食糧加工原料基地、インフラ、物流体系と技術研究開発等の支援

第七章 食糧緊急対応

- 第四十七条 国による食糧緊急管理体制の創設、地方政府による緊急対応ネットワークの整備等
- 第四十八条 中央と地方の食糧緊急対策制定
- 第四十九条 食糧市場以上変動についての報告制度
- 第五十条 地方政府による緊急処理措置の発動
- 第五十一条 緊急処理措置の終了、緊急状態対応能力の回復

第八章 食糧節約

- 第五十二条 節約の励行、浪費への反対。地方政府による奨励、教育、指導管理
- 第五十三条 食糧生産者による生産作業管理強化と損失・浪費の減少義務。国による農業機械、技術普及等の条件整備
- 第五十四条 食糧貯蔵・運搬・加工施設の整備による損耗減少
- 第五十五条 食糧加工技術の普及
- 第五十六条 食糧食品生産経営者による生産、流通等管理制度の創設整備、合理的な消費の誘導義務。国民・家庭による適切な消費と浪費防止の習慣の育成。
- 第五十七条 国家機関、社会組織の食堂管理の強化、浪費の是正。業界団体の節約基準・普及義務。

第九章 監督管理

- 第五十八条 地方政府の生産、備蓄、流通、加工等に対する監督検査等
- 第五十九条 中央政府部局のモニタリング、事前警報、リスク評価等
- 第六十条 国による食糧生産・備蓄・加工標準整備、経営者の品質確保、地方政府による品質安全管理業務の強化とトレーサビリティ体系創設等
- 第六十一条 地方政府による食糧生産経営関係組織への食糧安全監督検査の実施
- 第六十二条 中央政府部局による地方政府に対する耕地保護、食糧安全保障責任制実施状況の考査等
- 第六十三条 関係外資企業に対する投資安全の審査
- 第六十四条 食糧安全保障に係る信用体系の整備（経営者の信用記録整備等）

第十章 法律責任

- 第六十五条 地方政府の職責不履行に対する処分
- 第六十六条 法に違反する作物栽培への叱責教育、罰金等
- 第六十七条 食糧備蓄請負企業の違法な業務に対する処罰
- 第六十八条 政府出資による食糧流通インフラの棄損、撤去等に対する是正命令、処罰
- 第六十九条 食糧緊急状態における政府指揮への違背等に対する是正命令、処罰
- 第七十条 耕地植栽苗の毀損への是正命令、罰金
- 第七十一条 関係法規違反に対する処理、処罰
- 第七十二条 関係法規違反の犯罪に対する刑事責任。他人に損失を与えた場合の賠償責任

第十一章 附則

- 第七十三条 法律上の食糧の定義、雑糧の範囲、植物油原料・植物油に関する参照適用
- 第七十四条 施行期日（2024 年 6 月 1 日）

食糧安全保障法の構成と文言の選択等からは、次のような特色が読み取れる。

- ① 食糧安全保障を国家安全と直結させる姿勢、これに向けた党の役割、存在感が前面に。

食糧の効果的な供給の保障、国の食糧安全保障が経済社会の安定と国の安全の保全に直結している（第 1 条）ことを冒頭に示し、食糧安全保障に係る業務を中国共産党のリーダーシップの下で進めていくことを堅持する（第 2 条）ことを前面に打ち出すとともに、その保障は「共産党と政府が同じ責任を負う」（第 3 条）とし、法律体系の中にも党の存在を前面に立てる習近平政権の基本的な姿勢が明確に打ち出されている。

- ② 食糧安全保障を確保するための国と地方政府、事業者、国民の役割を明示。

法が管理統制する方向付けから言えば、中央（党・政府）が自らを縛るものではなく、「食糧安全保障」の達成に向けて、地方政府や事業者の任務や責任を具体的に明示することに主眼があると考えられるものの、他方、本法では、国が主語になった条項もかなり多い。まず国の役割について数多く示すことによって、改めて国（共産党中央と中央政府）の食糧安全保障における強いリーダーシップを誇示した上で、それを基本に置いて、具体的に政策を進める各レベルの地方政府が党組織と一体となって負う責任

を明確にするとともに、事業者にも、こうした方向への遵守を求める強い姿勢を示しているものと受け止められる（なお、事業者については、横行する不正・腐敗への強い戒めを言外に読み取ることも可能と考えられる）。

③ 習近平（共産党総書記、国家主席）中心体制の色彩を顕著に表現。

習近平（国家主席・党総書記）体制になってからの食糧安全保障の基本的な理念（「二十文字戦略」⁽¹¹⁾）、「穀物の基本的自給と食用食糧の絶対的自給」などを基本理念として条文上もそのまま掲げるとともに、同氏の強い指導の下にあることを強く意識付ける用語や章立て（「大食物観」⁽⁵⁾の強調（第2条）、「食糧節約」に一つの章（第八章）を充てていることなど）が重視されている。

農業生産関係では、習近平指導部が重視する耕地（第二章）と種子（第三章（農業生産）の冒頭（第18条・第19条））の対策が最初に置かれている。また、食糧生産の担保に関しては、農民収入の確保を重視することによって郷村振興に向けた取組との関連付け、習氏が強調する「共同富裕」に向けた道筋が強く意識されている。

④ 食糧備蓄のほか、流通、加工等に関する内容が詳細だが、農業生産関係の条文も充実が図られている。

食糧管理の経緯、本法の法案作成担当部局（国家糧食・物資備蓄局とその上位の国家発展・改革委員会）等を反映し、基本的に、第四章から第七章までの食糧の備蓄や流通、加工（緊急時の対応を含め）に関する章立て、条文の内容がかなり詳細である。その一方で、審議過程での追加を含め、農業生産に関連する章立て（第二章 耕地保護、第三章 農業生産）も充実させようという方向が強く意識されていたことがうかがわれる。

⑤ 市場主導では食糧生産増強が難しい中国農業の実情を反映している。

食糧安全保障の実現、食糧安定供給に係る目標等は、国の指導の下で各レベルの地方政府が食糧安全保障の「責任制」（耕地保護も基本的に同じ。）によって担保していく（第3条）ことを明確にしつつ、国が食糧生産機能区や重要農産品生産保護区の建設を強化するとともに、県クラス以上の地方政府がその具体的な建設・管理を強化し、目標作物の生産を誘導していくこと（第25条）、全国の地域を区分（食糧生産地域、食糧消費地域、食糧生産消費均衡地域）した上で、国が食糧栽培面積の安定のための措置を講ずるとともに、食糧生産者の収益保障の仕組み（農業支持保護と価格形成の仕組み）を整備し、食糧生産者の収入を増加させて食糧生産者の意欲を確保する（第26条）、また、食糧生産地域に対しては利益補償の仕組みや財政移転支出制度を整備する（第28条）等とされている。

市場における需給関係による調整に委ねるのではなく、政府がコントロールしていくことを明確にしているものであると同時に、農業生産の中でも食糧生産についての収益は確保しがたく、収入確保に向けたテコ入れを行わないと、市場経済の中では食糧生産の確保が困難になっている状況も強く反映した構成になっているといえる。

⑥ 「大食物観」⁽⁵⁾として、多様な食品のバランス、食品の質の確保等が重視されている。

「食糧安全保障」法でありながらも、国民の食糧の量的な充足はすでに確保されており、むしろ副食品を含めた多様な食品の確保や、その安全性、質的充実が強く求められている現状が認識された形となっている（「大食物観」⁶⁾の重視（第2条）、2（1）2）参照）。また、植物油やその原料である「油料」（大豆を除き、「食糧」には位置付けられていない。）についても、食糧に準じたテコ入れが強く意識されている（第73条）。

⑦ 食糧需給の見通しや備蓄等の具体的方向付けは明確に読み取れない。

今後の中国の人口動態や食生活の変化等を踏まえつつ、どのような需給バランスを描くのか、その中に「適度な輸入」（第2条）がどのように位置付けられるのかに関するビジョンに係るような記述は盛り込まれていない（国内向けには、いかなる状況にあっても食糧の安定供給を確保するとの姿勢（第1条、第2条など）を示すことで足りるという前提に立っているとは考えられるが）。

食糧備蓄（第四章、（4）4）参照）に関して、中央政府の具体的な運営方針（備蓄規模等）の具体的内容は、国務院が確定するとし、具体的内容には言及がなく、食糧緊急対応においても、地方レベルにおける緊急事態に至った時点での流通確保等に関する措置の発動等については言及されているが、国レベルでも量的な不足が生じた場合における緊急輸入等の対外的な措置や、やや長いスパンでの対応には言及されていない。

なお、対外的な関係をどう位置付けるかについては、当初案にはなく、審議過程（第二稿）で追加されたが、「国は国際食糧安全保障に係る「合作」（協力や連携）を強化し、食糧の国際貿易の機能を発揮させる」（第4条）との簡単な言及に止まっている。

（3）中国における「法治」と食糧安全保障法の狙い、効果

習近平総書記は、「法治」（依法治国＝法に「よって」国を統治する）を自らの統治思想の根幹として位置付け、事あるごとに「習近平法治思想」として喧伝され、総書記が主導する「四つの全面」（「全面的な小康社会の建設」、「全面的な改革の深化」、「全面的に法によって国を統治」、「全面的に厳しく党を統治」）の一つとして通称されている（熊，2023）。習総書記の下で、2014年10月の中国共産党第18期中央委員会第四次全体会議（四中全会）において、「全面的に法に基づく国の統治を推進することについての若干の重大問題の決定」がなされ、2020年11月の党の「中央全面依法治国工作会議」で、「習近平法治思想」を「依法治国」の指導的地位に位置付けた。同会議¹²⁾において習総書記からは、①「党が指導することを堅持」すること、②「中国の特色ある社会主義法治の道を堅持」すること（中国共産党の指導的地位と人民民主専制の国体は揺るがないこと。また、「法治」（法に基づく国の統治）と「徳治」（徳に基づく国の統治）が相互に結合、相互補完すべきものと位置付け、その「徳」は、党の指導を擁護し、社会的責任を果たす「法治人材」を育成し、リードさせるものと位置付けられていることなど）、③「法に基づく国の統治」と「党の規則に基づく党の統治」をパラレル（全体の位置付けの中では、当然党が優位）に位置

付け、その有機的統一を図らなければならないこと（李（2023）は、以前から不文律が存在した党の規則の「法規化」を熱心に進めていることが習政権の特色としている）等が示されている⁽¹³⁾。

2018年3月に改正された中華人民共和国憲法第一条では、「社会主義制度は中華人民共和国の根本制度」の次に、「中国共産党の「領導」（リーダーシップを発揮し、大所高所から導くこと）が中国の特色ある社会主義の最も本質的な特徴」の文言が加えられている。

その意味では、そもそも、「法の下で」党やその指導者を制御するという考え方には立っていないことに注意が必要であろうが、食糧安全保障法においては、そうではありながら、党は、法の外の存在としてでなく、法律の中に書き込まれ、大きな役割を有することが法文の中で「確認」されていることが特徴的である。すなわち本法第二条では、「国の食糧安全業務は、中国共産党の指導を堅持し、全体的な国家安全観を貫徹・・・」と明示されるとともに、第三条の「食糧安全責任制の確立」においては、食糧安全保障における「党政同責」すなわち党と政府が同じ責任を負うことが、法文の中に明示されている構図である⁽¹³⁾。

こうした法体系の中では、地方政府や国民に対する任務の到達や指導方針の明示に主眼が置かれ、その方向での条文上の記載については詳細である一方、食糧安全保障についていえば、食糧輸入政策の方向や需給バランスの見通し、備蓄政策の量的な枠組みを含む運営方針の内容、非常事態が発動される具体的な状況が何かなど、党の方針や国の政策運営の具体的な方向付けに関係する点については、取組方向は法律の中には書き込まれず、厳然として法律の外に、党（及び政府）のトップダウンによる適切な「リーダーシップ」が存在するものとして残されているものと考えられる。

食糧安全保障法の場合、地方政府や事業者・国民に対し、その責務やあるべき姿を明示し、指導するとの方向を打ち出す観点から、国が何を行うのかについては、多くの条文が置かれ、国の強い姿勢が示されるとともに、「根幹部分は国（党中央と中央政府）が自ら担う」との位置付けを明示することによって、地方政府や事業者に何に基づいて具体的に何が求められるのか、求められる責務の内容を示し、国家統治管理に向けた「法治」（依法治国）の実質を担保し、食糧安全保障、それに耕地保護についても「責任制」の実効性を確保しようとしているものと考えられる。

（４）食糧安全保障法の主な内容

１）第一章 総則

まず、第1条に法律の目的として、「食糧の有効な供給を保障し、国家の食糧安全を保障し、食糧安全リスクを防止及び制御する能力を向上させ、経済社会の安定と国家の安全を保全するため、憲法に基づいて、本法を制定する」とされている。食糧の安定供給・食糧安全保障・食糧安全リスクの制御が、すなわち中国の経済社会と国家の安全の保全であるとの認識が基本になっていると言える。これについては、中国で古来から、飢きんの発生

等が政権崩壊の契機となってきた歴史的経緯を踏まえるとともに、第二条にも関連するが、14億の国民を自ら養う以外に国家存立の基本が維持できない切実な事情を反映しているとの位置付けと理解される。なお、「憲法に基づいて」が、2023年12月の三回目の審議において挿入されているが、(3)で説明した「党の指導」との関連で理解すべきものとみられる。

次に第2条に、中国の食糧安全保障業務の基本的な方向が示されている。前段は、「国の食糧安全業務は、中国共産党の指導を堅持し、全体的な国家安全観を貫徹し、発展と安全を調和させ、自ら主導権を握り、国内に立脚し、生産能力を確保し、適度に輸入し、科学技術を支えとする」という国家食糧安全戦略を実施し、食糧を土地に蓄え、技術に蓄えることを堅持し、食糧生産、備蓄、流通、加工の能力を向上させ、穀物の基本的な自給と食用食糧の絶対的安全保障を確保する」とされており、まず業務全体が「中国共産党の指導に基づくこと」とされている点が、中国のすべての行政分野に共通する絶対的な大原則であり、憲法、法律、すべての上位には「党」が存在しているという位置付けになる。

次の「自ら主導権を握り」から「科学技術を支えとする」までが、2013年12月、習近平総書記（国家主席・中央軍事委員会主席）第一期目の初期に、同氏の下で開催された党と政府の中央農村工作会议で決定された、中国の食糧安全保障の基本とされている「二十文字戦略」⁽¹¹⁾である。中でも、「自ら主導権を握り」が最大の眼目とされており、他国に従属する危険が生じないこと、「他人の顔色をうかがいながら食生活を営む」事態を厳に防止することを指しており、まさに「農業強国」の考え方につながるものである（2.（4）参照）。

そして、その帰結として、同条末尾のとおり「穀物の基本的な自給と食用食糧の絶対的安全保障」の確保が主眼とされている。したがって、元来人の食用の用途が主であるコムと小麦については、基本的には100%の自給を基本とし、小麦の輸入は、あくまで高グルテン、低グルテンなど特定用途の需要に対応するものとされる（なお、トウモロコシとの国際相場の相対関係によって増減する飼料用小麦や、飼料用碎米の輸入は、「食用食糧」でないため、問題とされない）。また、大豆については全体としての自給率は20%程度であるが、搾油用と「食用」（豆腐等大豆を原料とする食品用途）を区別しており（搾油用は「口糧」とはされない）、「食用」大豆は中国産で完全に自給できていることが常に強調されている。

また、「食糧を土地に蓄え、技術に蓄える」は、2016年3月に決定された「国民経済・社会発展第十三次五か年計画」で新たに打ち出された標語であり、耕地確保と農業科学技術の重要性を強調しているが、古来の「食糧は倉に蔵（おさ）めるとともに、民に蔵める」との表現が改変されたものである。「土地に蓄え」の従来のニュアンスは「当面食糧を確保するための面積に余裕があれば、休耕で地力を要請し、不足時に備える」側面が主だったが、最近では「栽培する耕地」そのものをギリギリまで拡大する傾向が強まっている（(2)参照）。

同条後半は、「国家食糧安全の保障は大食物観を打ち建て、多元的な食物供給体系を構築

し、あらゆる方向から、多くの道筋により食物資源を開発し、人民大衆の食物品種が豊富で多様であり、品質栄養が健全であるという消費ニーズを満たさなければならない。」とする。

(2) ⑥に示したとおり、この「大食物観」は、「食糧」のみの安全保障の重要性を強調してきていることとは一見齟齬があるようにもみえるが、習総書記の指導方向を示すために欠かせない用語として入れられたものと考えられる。特に、2023年12月の三回目の全人代常務委員会の審議で、「人民大衆の」以下が追加されており、これは、国民の食の安全性や健康的な食に対するニーズの高まりに対応し、習総書記が「人民のより充足した食を満足させる大きな任務を自らリードしている」とのメッセージを強調するものと考えられる。

なお、国家糧食・物資備蓄局は、これに関し、「大食物観が確立することで、食物供給体系が整備され、食糧産業チェーン・供給チェーンが向上し、各種食物の供給バランスが実現する」、「市場志向に適合した農業の供給サイド構造改革が進む」⁽¹⁴⁾等としており、現状の農業政策における食糧偏重の弊害を担当部局自らが認識しているとみることもできよう⁽¹⁵⁾。

第3条には、中国の党・政府における施政執行の基本である「責任制」の食糧安全保障への適用について条文化しており、その中では「党と政府が同じ責任を負う」ことが定められている。「責任制」は、どのレベルの組織が食糧供給や、農地確保、農村振興等の責任を負うのかを明確にしたうえで、当該組織やその責任者の実績評価基準を評価点数方式で明確にし、合格点を明示するなどして成績査定を行うことにより、当該目標を達成する方式のことで、三農（農業・農村・農民）分野の様々な政策分野に多用されている。「食糧」については、「省長責任制」が基本とされ、「菜籃子」（おかずかご＝副食品）が「市長責任制」とされることと区分されている。ここでは、（責任最上位者のみならず）県レベル以上の地方政府に当該行政区域の食糧安全保障の具体的責任が課せられるとあり、政府内部では、発展改革、自然資源（土地の管理計画など）、農業農村、食糧・備蓄等の主管部門が共同で関係業務を執行する（責任がある）ことについて定めている。

第4条には、国のマクロコントロールの下で、国が食糧の品種構成と地域別の配置の改善を図ること、国内・国際両方の市場と資源に配慮して、合理的で安定・効率的な食糧供給保障体系を構築することについて（第二条の「適度な輸入」に対応するものとみられる）掲げている。法案審議過程で、国が食糧安全保障に係る国際協力・協調を強化し、国際貿易の機能を発揮させることについて、文言が追加された。

そのほか、食糧安全保障を国民経済・社会発展規画（五か年計画）に位置付けること（第5条）、食糧安全保障のための資金等の適切な「投入」、財政・金融面の支援と、生産、買入、貯蔵、運送、加工、販売の各分野間の協調、国家食糧安全産業地帯の建設等により、食糧生産者と地方政府の双方に、耕地を保護し、食糧を栽培し、食糧安全保障をしっかりと行う意欲を喚起すること、鄉村振興の全面的推進等について定め、特に、各分野への社会資本の投入と、金融商品・サービスが社会に出回るように奨励すること、さらに農業保険

制度の整備について定めている（第6条）。その他、科学技術革新（第7条）、宣伝教育（第8条）、表彰・奨励（第9条）についても、条文を置いている。

2）第二章 耕地保護

第二章の耕地保護においては、①国土空間計画に基づき国土空間全体の中での用途管理を行う中で、耕地と永久基本農田の保護の「レッドライン」等を確定実行することにより、厳格に耕地を保護することとし、国務院が地方政府の任務を確定（耕地の総量と質の確保）する（第10条）とともに、②耕地補償制度（耕地転用の厳格な抑制と転用耕地に対する確実な代替耕地の補充）（第11・12条）の実施、③耕地栽培用途の管理、耕地利用の優先順位の実行（第13条）、④耕地の質の保護制度（高規格農田づくりの強化）の整備（第14条）、⑤地方政府の役割として、土壤改良等による耕地の生産能力向上、大中型灌漑^{かんがい}の整備等を進めることとしつつ、黒土土壤の保護、輪作休耕や荃^{かんがい}わらの還田等の推進等を国の役割として位置付け（第15条）、⑥荒廃耕地の整備（地方政府が推進）（第16条）、⑦アルカリ土地の総合利用（国が推進）（第17条）について規定されている。

なお、このうち、輪作休耕について国の役割としていること、黒土土壤やアルカリ土地の活用を国レベルの課題としている点については、地方政府には国の定める方向に沿った耕地保全の具体的任務を強く求めるとともに、地方独自の判断で活用すべき耕地が休耕されたり、国の承認なく退耕還林等が実施されたりすることを戒めつつ、中央から課せられた耕地確保の責任を強力に追求していこうとする方向が表れているものと考えられる。

3）第三章 食糧生産

食糧生産については、まず種子について、国の役割として、種子業の振興の推進、種子形質資源の保護と開発利用、種子形質バンク、植物新品種権の保護等について定める（第18条）とともに、地方政府には種子備蓄制度の創設運用を求めている（第19条）。また、化学肥料、農薬、農業用フィルム等の農業生産資材の安定供給と適切な施用・使用（地方政府の役割）（第20条）、水資源管理と水利インフラの整備（国の役割）（第21条）、農業機械産業の発展と機械化作業の条件整備（国の役割）（第22条）、農業技術普及体系や情報化の整備、スマート農業の推進（国の役割）（第23条）、防災減災（国の役割）（第24条）を規定する。

特に、第23条では、これ以上食糧作物栽培面積を増加させることが困難な中で、「単収の向上」を重視することについて示しており、具体的な手法として、「間作」（作期の一部又は大部分が重なる複数作目の同一圃場での混合栽培）等を例示する。

また、食糧生産強化のための地域に応じた保護、テコ入れ策として、国として食糧生産機能区と重要農産品生産保護区の創設の強化（第25条）、食糧播種面積の確保（第26条）、新型農業経営主体による食糧生産を補助育成、社会化サービスにより支援（第27条）、食糧生産地域、大食糧生産県への財政移転交付制度整備等（第28条）を行うことを規定する。

4) 第四章 食糧備蓄

国が政府食糧備蓄体系を樹立すること、政府備蓄は中央政府備蓄と地方政府備蓄に区分すること、備蓄規模等は国務院が確定すること（第 29 条）を定める。また、政府から備蓄を請け負った企業・組織が、備蓄食糧の量と質に責任を負わなければならないことや、商業性の業務との区分経理・経営分離、記録義務、台帳の整備等について細かく定める（第 30 条、第 31 条）。また、食糧加工企業が社会責任備蓄を創設することや、家庭農場等の自主備蓄について規定する（第 32 条）。また、地方政府による食糧備蓄インフラと品質検査能力の整備強化、備蓄についての科学技術面の革新や管理の情報化強化について定める（第 33 条）。

5) 第五章 食糧流通

国の食糧市場に対する管理の強化、市場秩序の維持、市場の安定（第 35 条）、地方政府による食糧流通インフラ整備保全の強化義務（第 36 条）、経営者の台帳整備義務（第 37 条）、国務院が政策的買入を決定できること（第 38 条）、地方政府による食糧市場の調整制御（第 40 条）、食糧備蓄支持、市場安定のための食糧リスク基金制度（第 41 条）について定める。

6) 第六章 食糧加工

食糧加工業の発展奨励（第 42 条）、国レベル、さらには地方レベルの加工構造の改善（第 43, 44 条）、生産地域と消費地域の連携（第 45 条）、インフラ整備（第 46 条）等について定める。

7) 第七章 食糧緊急対応

国が統一的に指導し、レベルに分けて責任を負い、地域別に管理する「食糧緊急管理体制」を整備するとともに、地方政府が具体的な食糧緊急貯蔵、運搬、加工、供給のネットワークを整備し、必要がある場合に食糧の緊急輸送を確保する仕組みを整備するとしている（第 47 条）。中央政府部内では、全国レベルの緊急対策を制定し、国務院に報告するものとし、地方政府は、当該区域の状況に基づいた食糧緊急対策を制定するものとしている（第 48 条）。

国が、食糧市場の異常な変動を地方政府から報告させる制度を創設し、突発事態の発生による食糧市場の需給関係と価格の異常な変動について上位ランクの政府に報告し（第 49 条）、食糧緊急状態の出現が確認された場合、緊急対応を講ずるとしている。具体的には、緊急的な食糧買入や売渡、備蓄食糧の放出、加工食糧の確保や制限、緊急供給ポイントの設置、所要の食糧や施設、土地、物資等の徴用などができるとしている（第 50 条、第 40 条）。

8) 第八章 食糧節約

国は節約を励行し浪費に反対するとし、地方政府においても誘導奨励、懲戒教育を組み合わせることにより食料節約業務の指導と監督管理を強化する（第 52 条）としている。まず、生産段階では、食糧生産者は作物の生長保護と生産作業管理の強化により播種、耕作、収穫等の各段階の食糧損失と浪費を減少しなければならない（第 53 条）としている。また、国は、食糧事業の経営者の食糧貯蔵、運搬、加工施設整備の効率をアップし、食糧の損失減耗を減少させるようにする（第 54 条）としている。また、加工段階でも、過度な加工の防止、食品化される食糧の製品率の向上、工業用食糧の生産構成の改善等を図る（第 55 条）としている。食糧食品の生産の経営者は、消費者の合理的な消費を誘導し、食糧の浪費を防止し減少させることを、また、個々の国民と家庭には、「文明的、健康的、理性的、緑色の消費理念の確立、浪費根絶の良好な習慣の育成形成」を求めている（第 56 条）。また、各組織の食堂における食糧節約、浪費行為是正の徹底等を求めている（第 57 条）。

9) 第九章 監督管理

地方政府における監督検査の実施（第 61 条）や部局間の協調（第 58 条）、モニタリングと警報システムの整備、虚偽情報流布の禁止、生産、備蓄、運送、加工の標準体系の整備やトレーサビリティシステムの創設（第 60 条）、国レベルの監督措置（第 62 条）、外資企業への投資安全の審査（第 63 条）、経営者の信用記録の整備（第 64 条）等を規定している。

10) 第十章 法律責任

違反に対する各種処分、犯罪を構成する場合等の対応について定めている（第 65～72 条）。

11) 第十一章 附則

食糧の範囲（小麦、米穀、トウモロコシ、大豆、雑糧及びその食品）を示すとともに、「雑糧」を例示（高粱、大麦、そば、燕麦、ハダカムギ、緑豆、ジャガイモ、甘しょ等）している。

また、植物油と原料の安全保障に関し、本法の「参照適用」を規定している（第 73 条）。施行日は、2024 年 6 月 1 日（第 74 条）とされている。

（5）中国食糧安全保障の今後の課題

全国人民代表大会の事務局⁽¹⁶⁾は、「(今回成立した)本法は全体的な国家安全観を堅持し、国の食糧安全戦略を深く掘り下げて実施し、食糧安全保障の制度体系を確立整備し、あらゆる方向から食糧安全の基礎を固めることにより、国の食糧安全のために力強い「法治」（依法治国）の保障を提供している」としており、究極的には党の指導に基づく食糧安全保障に向けた支配体制を担保（保障）するツールとしての意義を強調しているものと考え

られる。

その意味では、本法の成立、施行をもって、食糧安全保障に関し、各地域や国民、関係業界に対しては、「法治」としてコントロールを強めていく基礎を固めることができたという意味合いになるが、逆に、(3)で説明したように、「党のリーダーシップ」の下で、国及び地方政府等により実施されていくべき事項の基本的な方向付けに関するいくつかの論点は、この法律の外に、基本的な方向が具体的に示されないまま残されているということになる。

(2) ⑦等で指摘したことも踏まえて、改めて今後の課題を整理すると、

- ① 今後の中国の人口減少や高齢化のすう勢や、食生活の変化によって、食用食糧の需要の減少が（全体として、また品目別に）どのくらい進むのか。
- ② コメや小麦の食用の需要が大きく減少する場合にも、収益性の向上や（財政的な支えがなければ）農民の収入増加にも寄与し難い「食糧を最優先」とする方向付けをどこまで維持するのか。
- ③ 国民の食肉消費の動向（高齢化、健康志向の行方等も含め）をどう見通すかによっても大きく変化することになるが、飼料用食糧の自給、あるいは食肉そのものの輸入に向けた大きな方向の見直しがあり得るのかどうか。
- ④ 本法では第4条で簡単にしか触れられていない「国際食糧安全保障に係る合作（＝協力・連携）強化、食糧の国際貿易の機能発揮」の内容として、当面変わらないと考えられる大量の穀物や大豆の安定輸入の手段として「五か年規画」や「一号文件」等で描かれている「輸入の多元化」や「中国版穀物メジャー」の育成等に向けて、「一带一路政策」を含め、どのような道筋、戦略、外交政策等が進められていくことになるのか。

などの諸点について、何よりもその前提となる中国経済全体の動向や中国の対内対外政策全体の行方を注意深く見ていく以外にないものと考えられる。

なお、食糧安全保障法に盛り込まれている点を含め、中国食糧安全保障の現状と課題について改めて整理すると第3表のようになると考えられる。

第3表 中国食糧安全保障の現状と課題

事項	政策の基本方向（食糧安全保障法の章・条）	実現手段（食糧安全保障法の章・条）	達成状況	主な課題
生産安定	食糧生産の最優先（2条、三章）	生産補助・買入価格制度、安全保障責任制（目標達成への地方幹部責任追及）・党政同責（3条、6条、25～28条等）	継続中	「大食物観」との両立（需要に応じた各種作物の供給安定と品質確保）、食糧生産地域への利益補償（財政移転交付）、食糧生産者への「社会化サービス」による支援）
			更に強化	対外不安定化に伴う更なる生産強化（「新一千億斤（5千万トン）増産運動」、油料（大豆＋菜種・落花生等）自給強化推進（「油瓶の中身も自給」））⇒「稼げない」食糧生産への地域と農家への更なる意欲確保方策の必要性、環境への負荷の増大
		米・麦の完全自給	ほぼ達成	今後人口減と高齢化で食用需要は縮小見通し、飼料用米と工業用小麦の増大？
		トウモロコシ（飼料用）の基本自給	自給率低下（2017年98%→2021年91%）	大豆との耕地の競合（打開策として同一圃場における複合栽培、密植・間作の推奨等）
	耕地面積の確保、耕地利用は食糧優先（二章）	食品用大豆の完全自給	ほぼ達成（トータルの自給率は15%（2021年））	「食用：国内、搾油用：輸入」が既に定着の中での増産、遺伝子組換え国内生産の扱い
		保護面積の徹底、転用抑制と代替耕地補充責任の徹底（地方幹部責任制）	継続中	耕地の質の低下・土壌劣化、限界耕地に係る環境問題「退林還耕」、耕地の高規格化
種子対策の強化（18・19条）	種子企業への支援強化、種子バンク、新品種権の保護等	種子企業への支援強化、種子バンク、新品種権の保護等	継続中	優良品種の確保、企業の品種開発力の強化、海外からの導入途絶への危機感増大
			継続中	食糧管理部門の腐敗事案多発、へき遠部での取り組みの遅れ
損耗防止	生産・流通・加工・貯蔵各段階（八章）	農業機械の普及・改良、貯蔵・運送・加工技術向上等	継続中	食糧管理部門の腐敗事案多発、へき遠部での取り組みの遅れ
節約徹底	節約の徹底（八章）、食べ残し厳禁	違反事業者等への処罰、広報宣伝の徹底	継続中	過度の節約・浪費抑制が内需拡大に負の作用を及ぼす可能性？
備蓄	主要食糧の年間需要相当量等の確保	国家備蓄、地方備蓄、民間備蓄の併用（第四章）	備蓄量は基本的に充足とみられる	受託企業の業務適正性、量と質の保全、多元的管理による効率低下、備蓄糧の偏在等
安定輸入	輸入の多元化、安定化	輸入国のインフラ支援（一帯一路）、中国版「穀物メジャー」の育成	ブラジル等新規輸入先の開拓	少数国への集中は継続、米国等との対立やウクライナ危機継続、気候変動の多発化等

資料：食糧安全保障法、中国共産党・政府通知、各種報道等から筆者作成。

- 注 (1) http://www.moa.gov.cn/ztzl/2023yhwj/2023nzyyhwj/202302/t20230214_6420529.htm (2024年1月31日参照)
- (2) 一号文件に係る記者発表会(2023年2月14日)における唐仁健・農業農村部長の説明, http://www.moa.gov.cn/hd/zbft_news/qmtjxczx/ (2024年1月31日参照)
- (3) 2023年12月20日新華社「中央農村工作會議在京召開 習近平對“三農”工作作出重要指示」, https://www.gov.cn/yaowen/liebiao/202312/content_6921467.htm (2024年1月31日参照)
- (4) 農業農村部新聞弁公室「農業農村部部署開展全國糧油等主要作物大面積單產提昇行動」, http://www.moa.gov.cn/xw/zwdt/202304/t20230423_6426124.htm (2024年1月31日参照)
- (5) まず最優先でその確保を図ってきた「食糧」がひとまず量的に充足する中で、国民のより高次の食に対するニーズを確保するため、食糧のみに偏らず、生産構造をより良いものへ改革し、副食品を含め、国民が求める多様な食のニーズに対応するものとし、そのため、森林や草原、海洋などを含め可能な限りの国土資源を開発して食物の安定供給を図る必要があるとする考え方である。
- 習總書記が2015年の農村工作會議の中で初めて打ち出し、その後、各地の視察等の中で何度か提唱したものとされるが、特に2022年3月の全国人民代表大會期間に行われた全国の農業関係者の會議で使用したことにより定着した用語とされている(百崎(2022)参照)。
- (6) 遺伝子組換えトウモロコシ、大豆については、農業農村部が2023年12月にトウモロコシ37品種と大豆14品種の審査決定を公告(12月6日)するとともに、85企業に対する農作物種子生産經營許可証の承認が公告(12月25日)されている。http://www.moa.gov.cn/govpublic/nybzj1/202312/t20231207_6442285.htm, http://www.moa.gov.cn/govpublic/nybzj1/202312/t20231226_6443490.htm (2024年1月31日参照)
- (7) 同法草案については、2023年12月29日から2024年1月27日まで、全国人民代表大會ホームページで「第二審議稿」のパブリックコメントが実施された。
- (8) 農業農村部が2024年1月23日に行った2023年の農業農村經濟情況についての記者会見, <http://www.scio.gov.cn/live/2024/33237/index.html> (2024年1月31日参照)
- (9) 2022年12月23日「中央農村工作會議」における習近平總書記の講話, https://www.gov.cn/xinwen/2023-03/15/content_5746861.htm (2024年1月31日参照)
- (10) 何秀榮中国農業大学人文・發展學院教授(國務院參事)(何, 2023)は、一号文件において定義されている五項目(2(1)2)で言及した「供給の保障が強く、科學技術の裝備が強く、經營體系が強く、産業の強韌性が強く、競争力が強い」のことは、相互に独立した要件とされているわけではないとする。そして、最近、学界で考案されているいくつかの指標として、①鄉村振興の程度、②輸入依存度、③國際市場における價格決定権や影響力(話語権)、④(多国籍企業など)世界的に位置付けられる能力、⑤農產品供給保障能力、⑥農業應用技術や基礎研究の革新狀況などがあるとする。しかし、①は相互比較が困難で、②はコーヒーなどそもそも国内で生産できないものや、中国の大豆のように、国内資源狀況から自給困難である一方、搾油用に輸入される遺伝子組換え大豆と、食品加工用の食用大豆のように、大規模な代替性がなく国内産の不足を補填しているようなものがあり、表面的な比較には適さないなど、実践的なニーズに応えられるものになっていないとしている。
- (11) 「以我為主、立足国内、確保產能、適度進口、科技支撐」
- (12) 2020年11月18日人民日報「習近平在中央全面依法治國工作會議上強調 堅定不移走中國特色社會主義法治道路為全面建設社會主義現代化國家提供有力法治保障」, <http://cpc.people.com.cn/gb/n1/2020/1118/c64094-31934590.html> (2024年1月31日参照)
- (13) 党の「領導」の「制度化」、すなわち党内法規の制定を進める上では、各分野で党の「條例」等を制定することで明文化する取組を進めるのが通例と考えられる。(具体例として、2019年8月15日新華社「中共中央印發《中國共產黨機構編制工作條例》」, <http://epaper.hljnews.cn/hljrb/20190816/435597.html?eqid=91fdd0c300028f290000000664643b92> (2024年1月31日参照))
- また、「党政同責」についても、本来的には党と國務院の連名の規定により示されるものと考えられる。例えば、工業生産の安全生產管理の「党政同責」を規定した2018年の中國共產黨と國務院の兩弁公庁の連名通知(中共中央弁公庁・國務院弁公庁《地方党政領導幹部安全生產責任制規定》(2018年4月8日施行), https://www.gov.cn/zhengce/2018-04/18/content_5283814.htm?eqid=bfb46bb000011a80000000664803516 (2024年1月31日参照))では、初めに地方各レベルの黨委員會責任幹部の職責が、次に同レベルの政府責任幹部の職責が列記され、それらに関し地方政府やその「その他の幹部」が黨委員會や政府の責任者の職責を分掌すること等を詳細に示すとともに、党と政府それぞれの幹部の成績査定等について定めている。「党政同責」を厳密に実行する場合には、こうしたきめ細かな運用が必要となってくるであろうが、その意味では、こうしたプロセスについて明示せず、いきなり法律の文言上に、「党政同責」が登場し、党の役割が強調されていることが特徴的といえるかもしれない。
- (14) 2023年10月16日農民日報「劉煥鑫(國家糧食・物資儲備局長):認真踐行大食物觀 更好保障國家糧食安全」, <https://baijiahao.baidu.com/s?id=1779883549925030799&wfr=spider&for=pc> (2024年1月31日参照)
- (15) 中國農業科學院農業經濟・發展研究所產業經濟研究室の鍾鈺主任は、「目下、我が國の食物には三つの「依存過剩」狀況(耕地からの產出への依存過剩、食糧への依存の過剩、國際市場への依存の過剩)があり、「大食物觀」の実行は、これらの過剩の度合いを引き下げるためのものである。」としている。(2023年12月20日新京報, <https://baijiahao.baidu.com/s?id=1785811745079680161&wfr=spider&for=pc> (2024年1月31日参照))
- (16) 2024年1月3日中國人大網「為端穩中國飯碗夯實法治根基—解讀糧食安全保障法」, http://www.npc.gov.cn/npc/c2/c30834/202401/t20240103_434055.html

【引用文献】

【日本語文献】

- 百崎賢之（2023）「中国の食糧安全保障―「油瓶の中身」もできるだけ自力で―」『農林水産政策研究所レビュー』114：10－11.
- 百崎賢之（2022）「第4章 中国―「次の百年」への最初の年，内外多難の中，食の安全保障と郷村振興を強調―」『農林水産政策研究所 プロジェクト研究 [主要国農業政策・貿易政策]研究資料 第10号 令和3年度カントリーレポート：タイ，ベトナム，インドネシア，中国，インド，西アフリカ』.
- 李昊（2023）「習近平政権における党の領導の「強化」」『習近平政権研究』第2章 公益財団法人日本国際問題研究所，https://www.jiia.or.jp/research/JIIA_China_research_report_2023.html（2024年1月31日参照）

【中国語文献】

- 何秀栄（2023）「農業強国若干問題弁析」『中国農村経済』2023年第9期：21－35.
- 海関総署（2024）「2023年12月進口主要商品量值表（人民幣值）」，<http://www.customs.gov.cn/customs/index.html>（2024年1月31日参照）.
- 国家統計局（2023）「国家統計局關於2023年糧食產量数据的公告」，https://www.stats.gov.cn/sj/zxfb/202312/t20231211_1945417.html（2024年1月31日参照）.
- 国家統計局（2024）「2023年国民經濟回昇向好高質量發展扎实推進」，https://www.gov.cn/lianbo/bumen/202401/content_6926483.htm（2024年1月31日参照）.
- 陳錫文（2023）「当前農業農村的若干重要問題」『中国農村経済』2023年第8期：2－17.
- 農業農村部（2023a）『中国農業展望報告』（2023年版）中国農業科学技術出版社：64-73.
- 農業農村部（2023b）「農產品供需形勢分析月報」（2022年10月－2023年12月）
- 熊選国（2023）「論全面依法治国的戰略地位和作用」『中国法学』2023年第2期：5-24.